

インドネシアの貿易統計 (I)

統 計 部

ま え が き

インドネシアの貿易統計は、他のアジア諸国のそれと比べて、つぎのような点できわだった特色を示している。

第1に、その保守的性格があげられる。このことは貿易統計に限らず、他のインドネシアの統計一般についてもいえることであるが、特に貿易統計については、その歴史がもっとも古く、蘭領時代19世紀の初めにまでさかのぼることができ、典型的にこの性格をみることができる。現在の貿易統計は、植民地時代のその体系を大きく変えることなく継続しており、独立を契機に新しい統計機構による新しい統計の作成といった過程をたどる他のアジア諸国とは大きな相違がある。

このような事情から、インドネシアの貿易統計は、一面では新しい統計の方法の採用とか、歴史的に変化する社会経済構造を反映しての改善といった統計整備の点で欠ける面がある。別の見方をすれば、インドネシア経済の停滞的性格のために、古い統計体系をそのまま保持し、たいして改善の必要が生じないものと思われる。

他方、統計の継続性という観点からは、このことは他の諸国に例をみないほどの有利な面をもっており、時系列データを得やすい長所をもつ。たとえば、品目分類は、戦前の分類体系の骨格を現在まで引き継ぎ、国際的な趨勢(SITCの採用、さらには改訂SITCへの発展)から孤立して、いわゆるnational codeを依然として採用しているので、品目別の時系列データをよく整った形でまとめることができる。

つぎに、もう一つの特色として、インドネシア統計には、いわばその国家的色彩が他の諸国に比べて強く出ている点をあげることができる。

たとえば、インドネシアの貿易統計書は、2, 3のものを除いてすべてインドネシア語だけで書かれていて、その内容も先にもふれたように品目分類についてはnational codeを採用している。また、輸出の相手地域に、本来インドネシア領であるリオー群島を入れているといった例からもわかるように、その統計体系が他の諸国でふつう採用されている体系とは異なるこの国独自の要素を含んでいる。

以上の二つの特色のほかに、インドネシアがオランダの植民地であったために、統計機構面におけるオランダの影響を無視することはできない。オランダでは20世紀の初めにいわゆる中央統計局による統計業務の集中化を実現しており、その集中方式による統計機構はそのままインドネシアに持ち込まれ、現在に至っている。

本稿では、これらの特徴を具体的に指摘して、その問題点を説明する(注1)。なお、インドネシア貿易統計の品目分類は、その1次産品輸出、工業製品輸入といったいわゆるモノカルチャエ経済を反映して独特の体系を採用しており、統計の国際比較においてこの点にいちばん大きな問題が生じてくる。したがって、この点を詳細に検討しておくことが必要であるので、品目分類だけについての説明を次回に試みる予定である。

(注1) インドネシアの貿易統計についての解説書には、(1)ファン・デ・グラーフ著、アジア経済研究所訳、『インドネシアの統計』(研究参考資料第5集)、

(2)有馬駿二編、『アジアの貿易統計』(アジア経済研究所調査研究報告双書第39集)、(3)アジア経済研究所編、『アジアの統計』(Ⅱ)(同上双書第22集)、(4)アジア経済研究所編、『アジアの統計』(タイプ印刷)がある。なおそのほかに、(5)宮本正、『アジアの貿易統計、現地調査報告』(未刊)には、貿易統計についての詳しい現地の資料がある。(2)は、本稿と同様の構成で解説がなされているが、1960年時点までのものであり、その後がカバーできていないので、本稿ではこの点を補足することを主にして解説した。

I 統計機構

1. 歴史的概観

貿易統計は、「当国で、収集、発行された統計のうちでもっとも古いものに属する」^(註2)のものであり、最初は19世紀の初めまでさかのぼることができる。その後ずっと植民地政府は、輸出入税徴収を目的として貿易取引量の把握を行ってきた。初期の段階においては、貿易統計以外の統計も含めて統計はすべてあくまで植民地行政のための業務統計として、個々の部門ごとに別々に作成されていた。

20世紀にはいり、1912、18年に税関規則の改正などが行なわれて、順次統計機構の整備が行なわれるようになった。そして1925年にいたって新しく中央統計局(Kantor Pusat Statistik)が設置されて、いわゆる統計機構の近代化が実現された。この中央統計局は、統計業務全般の集中的処理を目的として設立されたものであり、これが現在に至っているわけである。

貿易統計業務についても、従来財務部所管の各税関で行なわれていた事務はすべて廃止され、税関では中央統計局に輸出入申告書を送付するだけとなった。同時に従来の品目表も大きく改正され、より詳細なものとなった。

また、それまでオランダ中央統計局で刊行していた『蘭領インド現況報告書』の編集が、この中央統計局に移管され、貿易に関しては『蘭領イン

ド輸出入年報、月報』が逐次刊行されることになった。

1934年には、統計基本法として「統計令」(Ordinance on Statistics, 1934)が公布され、種々の統計整備のための法的基盤ができたことは、中央統計局の設立とあいまって、インドネシアの統計機構の発展を促したといえる。

第2次大戦後、1947年にはインドネシア中央統計局によって「新品名表」が作成され、従来の貿易統計の品目分類が改正されることになった。これは、すでに戦前、国際連盟によって発表されていた「最小限品名表」^(註3)の骨子を参考にして作成されたものであり、現在の品目分類は、この1947年新品名表とほとんど同じものである。貿易統計書については、この時点が新しい出発点をなしていることは、あとで詳しく述べるとおりである。

中央統計局は、1949年の独立によりインドネシア政府中央統計局(Biro Pusat Statistik)に引き継がれ、現在にいたっている。

2. 現在の統計機構

インドネシアでは、1949年独立以降、他のアジア諸国と同様に新しい経済建設に種々の努力が払われているが、統計業務とくに貿易統計業務については、独立前とほとんど変わるところがない。

現在の中央統計局は、1930年の「国勢調査令」(法律第128号)、1934年の「統計令」(法律第508号)に準拠して、その中央機関としての統計業務を処理する機能を果たしており、その機構も設立当初のものともあまり変化がない。1957年までは、中央統計局は経済省に属していたが、1958年からは総理府に直屬して、統計の編集と公刊を主たる任務として運営されている。

貿易行政に関しては、1959年に貿易省が新設され、そこで総合的・統轄的な事務を行なうたてまえとなっているが、税関事務は大蔵省税関部に、統計事務は中央統計局にそれぞれ付託されている^(註4)。したがって、貿易統計は貿易省には直接の

関係がなく、税関部→中央統計局のルートで作成されていることになる。

(注2) フレン・デ・グラーツ、同上書(1)、88ページ。なお、本稿の「統計機構」の説明はこれによるところが多い。

(注3) League of Nations, *Minimumlist of Commodities for International Trade Classification*, Geneva, 1938.

(注4) 前掲書(5)による。

II 貿易統計書の種類

1. 現在の貿易統計書

現在、中央統計局から発表されている定期刊行物は三十数種類あり、そのうち貿易に関するものがつぎのもので、全体の3分の1以上を占めている(注5)。

- (1) 品目グループ別輸出高簡易調査(月刊)
Berita Ringkas: Ekspor Indonesia menurut Djenis Barang² Golongan Ekonomi
- (2) 品目グループ別輸入高簡易調査(月刊)
Berita Ringkas: Impor Indonesia menurut Djenis Barang² Golongan Ekonomi
- (3) 品目別輸出高(月刊)
Ekspor menurut Djenis Barang
- (4) 品目別輸入高(月刊)
Impor menurut Djenis Barang
- (5) 相手国別輸出高(月刊)
Ekspor menurut Negeri
- (6) 相手国別輸入高(月刊)
Impor menurut Negeri
- (7) ゴムの輸出(月刊)
Ekspor Karet
- (8) インドネシアのゴム統計(年刊、英文)
Rubber Statistics of Indonesia
- (9) 品目別輸入高(年刊)
Impor dan Ekspor menurut Djenis Barang
- (10) 国別輸出入高(年刊)
Impor dan Ekspor menurut Negeri

他の諸国においては1冊の貿易統計書の中にこれらの各統計が含まれているのが普通であるが、インドネシアの場合、おのおの別冊となって定期的に刊行されている。

上記のうち(3) *Ekspor menurut Djenis Barang* (Exports by Commodity), (4) *Impor menurut Djenis Barang* (Imports by Commodity) は、もっとも利用度が高いものである。これによって品目別相手国別の輸出入高を、各月計およびその月までの累計の形で(したがって12月に年計がある)とることができる。なお、この二つの資料には、品目別港別の輸出入額も同時に記載されている。

このほかに、同じく中央統計局から、インドネシア各島嶼間物資交流の資料として、(11) 島間移出入高簡易調査(月刊) *Berita Ringkas; Perdagangan antara Pulau*, (12) 島間移出入統計(季刊) *Perdagangan antara Pulau*, (13) 島間移出入統計(年刊) *Perdagangan antara Pulau* が出ている。また物価および景気統計として、

- (14) 景気統計(季刊、英文つき)
Statistik Konjunktur (monthly survey)
- (15) インドネシア統計要覧(年刊、英文)
Statistical Pocket Book of Indonesia

の二つが出ている。

つぎに、中央統計局から刊行されているこれら15種類の貿易に関係する統計書が、いかなる統計表によって構成されているか、おもに品目別および相手国別のものについてみてみよう。

まず、品目別・相手国別がかみ合った形のものとしては、先にもふれたように、(3)、(4)がある。これらの品目は、次回に述べるインドネシアの「品名表」のいちばん詳しい項目まで分類されている。(1)と(2)の品目別は、この「品名表」によってはいるが、大分類(Golongan)のところまでであり、(3)、(4)のような詳しいデータをとることができない。

ここで、(3)、(4)の構成をその目次でみてみると、つぎのとおりである。

1. 相手国別および6大州別の輸出入
2. 港別、インドネシア地域別輸出入
3. 16大分類 (Golongan) 別輸出入
4. 主要商品の輸出入
5. 品目 (細分) 別、相手国別および品目別、港別輸出入

4. の主要商品とは、輸出では、砂糖、コーヒー、紅茶、葉タバコ、エステート・ゴム、原住民ゴム、石油および同製品の7品目、輸入では、米、織物用綿糸、綿縫糸、未晒綿布、晒綿布、染めた綿布、石油および同製品の7品目である。

2番めに、相手国別、品目別のかみ合った形のもの、(5)、(6)であり、これは(3)と(4)を組み換えたものと考えればよい。

また、(9)は(3)と(4)を1冊にして年刊にしたものである。これには当該年だけでなく、過去5年間についての時系列が品目別に付記されているので便利である^(註6)。

(11)、(12)、(13)は、インドネシア共和国を形成する各島間の取引をとらえたもので、この国の商業統計の一つの特徴となっている。しかしながら、移出入についての定義の問題^(註7)、登録もれなどがあり、島間の物資移動も完全にとらえてはいえない。

(7)、(8)は、インドネシアの重要産品であるゴムについてだけの輸出統計であり、これはいわば特殊統計の中にはいるものである。

(14)は、諸種の景気指標を四半期ごとに発表するものであるが、貿易については大分類 (Golongan) による輸出入データおよび主要44輸入品目物価指数、主要18輸出品目価格指数、交易条件指数などの貿易指標が掲載されている。

2. 時系列データ

現在刊行されている貿易統計書は以上のとおりであるが、これらの資料と過去のものとのつながりを検討しておくことも必要である。

インドネシア貿易統計は、内容、定義について

は、過去に大きな変更がないので、時系列データを整理することは比較的簡単である (現に当研究所では、1951~61年の11年間の品目別輸出入表を作成して印刷中である)^(註8)。しかしながら、実際には刊行物がたびたび形を変えているので、資料の外見にとられることなく、内容の継続性をよく確かめておくことが必要である。

先にも述べたように、1949年独立により、中央統計局もインドネシア政府に直属となり、1950年からはインドネシア語 (1949年まではオランダ語) による統計書に改められた。その後、数年間は統計書のフォームもたびたび変わり、形の上からも過渡期の事情を伺うことができる。

いま、品目別、相手国別の時系列を得るために必要な統計書をあげてみると、つぎのとおりである^(註9)。

(1) 1926~41年

Maandstatistieken van de In- en Uitvoer van Nederlandsche-Indië, 1926~41

(『蘭領インド輸出入統計月報』, 巻 (No.) 不明)

(2) 1947~49年

Uitvoer van Indonesië (『インドネシアの輸出』『インドネシア輸出入月報』のNo. 5)

Invoer in Indonesië (『インドネシアの輸入』, 同上書のNo. 6)

(3) 1950年

Eksport dari Indonesia (Warta Bulanan Impor dan Eksport dari Indonesia のNo. 5)

Impor di Indonesia (同上書のNo. 6)

(4) 1951~53年

Eksport Indonesia (Warta Bulanan のNo. 1)

Impor Indonesia (同上書のNo. 2)

(5) 1954~56年

Statistik Perdagangan Impor

Statistik Perdagangan Eksport

(6) 1957年以降

Eksport menurut Jenis Barang

Impor menurut Djenis Barang

1942～46年の間については、現在資料がなく不明であり、それ以前のものについては巻号(No.)が不明である。

このように品目別統計を例にとってみても書名の変更がたびたびあり、時系列データの継続性については明確でないような印象を受けるが、実際には品目分類は1947年以降については、前にもふれたようにほとんど変更がなく、内容上の継続性は外見とは無関係にきわめて連がりのよいものとなっている。

(注5) 前掲書(5)を参考に、現物をチェックしてまとめた。

(注6) この年刊統計は、現在1955年のものしか入手されていないので、その後の刊行については、はっきりしたことがわからない。

(注7) 移出入を移入の側からだけとらえていること、国内の港を二つ以上通過して国外に輸出入される場合には、一応中間の港では計上しないこと、になっているが、これらの点が明確でないように思われる。

(注8) 『インドネシア貿易統計』として本年8月に刊行の予定。

(注9) その他の統計についても、当研究所統計部において時系列作成のための検討がなされている。

III 定義および除外品目

インドネシアの貿易統計は、特別貿易方式(special trade system)によっている。したがって、直接通過貿易(Direct transit trade)はいうまでもなく、いったん倉入れされたのち国外に積み出されるもの(間接通過貿易 Indirect transit trade)も含まれないことになる。

対象地域は、リオー群島を除いたインドネシア共和国の全地域を包含しており、この地域からの、またはこの地域への物資の動きをつぎのような項目について計上することになっている^(註10)。

《輸入に含まれるもの》

(1) 消費のために外国から輸入されるもの、および売れないで外国から返送されたもの

- (2) 加工のため輸入されたもの
 - (3) 外国で加工されたのち再輸出されたもの
 - (4) 修理のため外国に送られたものの再輸入ただし取り付けられた新しい部品に限る
- 《輸出に含まれるもの》

- (1) 輸出されたインドネシア生産品
- (2) 外国で生産されたもので、いったん利害関係者の自由処分にゆだねられたのち再輸出されたもの

- (3) 加工のため輸出されたもの
- (4) 加工後再輸出されたもの

以上のように定められた項目に該当する物資の流れは、原則としてすべて計上されることになっているが、以下のものは除外品目として扱い、統計には計上しない^(註11)。

A. 輸出および輸入の両方の場合

- (1) 旅行者の身の回り品および食品
- (2) 国際関係上望ましい場合、輸入税が賦課されなかったもの
- (3) 関税区域内に物品を輸入するために使用されたもので、この場合関税区域からの輸出に使用されることが明らかな空の包装用具

B. 輸入の場合

- (1) 学術的目的をもって輸入され、免税品として取り扱われたか、税が払いもどされたもの
- (2) 陸海軍によって直接輸入されたいっさいのもの
- (3) 赤十字によって直接輸入されたいっさいのもの

C. 輸出の場合

- (1) 学術的目的の旅行および探険のために収集されたもの
- (2) 修理のため外国に送られたもの

インドネシア貿易統計は以上のような定義に基づいて、作成されているわけだが、実際には個々のケースで問題を生じる場合がある。この点、国連の『貿易統計年鑑』によって、インドネシアの

個所の注記をみてみると、

特に含めたものとして「若干の燃料油および石炭(機用品のこと)、観光客および旅行者の自動車の輸出、輸出税の対象となる旅行者の所持品、返還物資・見本および臨時に承認された品物の輸入」、特に除いたものとして「……小包郵便物による輸入(船による小包を除く)、小包郵便物による輸出(非個人用の船舶による課税物品あるいは小包を除く)、特定の型の船舶、銀貨、卑金属貨幣の輸入」となっており、さきあげた定義からは不明確な場合には、個々のケースで判定を下していることがわかる。

なお、密輸は当然除外されているが、インドネシアの場合、隣接地域ことにマラヤ・シンガポールへの密輸は相当な額に達するものと思われる。

今、1960年についてインドネシアとシンガポール両国で公式に発表されている統計で、SITC 231:合成・再生を含む生ゴム(crude rubber, including synthetic and reclaimed)の輸出入額をみてみると、

インドネシア側^(注12): 9890万7000米ドル

(シンガポールあて輸出)

シンガポール側^(注13): 1億7586万4000米ドル

(リオーおよびリング諸島を除くインドネシアからの輸入)

と両者の統計は2倍近い相違を示している。このことだけからは密輸についてははっきりしたことは何もいえないが、インドネシアの貿易統計には、あとで述べる(数量・金額の項参照)点など含めて、はっきりしない面が多い。これらの点を明確にするには、現在のところ相手国側の統計から推定する以外に方法がない。

貿易統計作成のための原資料は、他の国の場合と同じく輸出入申告書である。各税関から回付された申告書(Pemberitahuan Tentang Pengeluaran atau Pemasukan Barang², model F)^(注14)には、品名、品名コード、取引数量・金額、輸入税(Bea Masuk)など統計作成上必要事項が記入されている。中央

統計局では、これを輸出入許可の時点で月ごと、年ごとに集計・製表して公刊している。

(注10) 前掲書(1), 93ページ。

(注11) 同上書, 95ページ。

(注12) アジア経済研究所、『アジア貿易統計』(Asian Trade Statistics), 輸出編, 1960年, 134ページ。

(注13) Singapore External Trade for the Year 1960の中の品目分類コード231の部分を集計した。

(注14) 前掲書(5)に実物の見本がある。

IV 数量・金額

1. 数量評価

インドネシアの貿易統計は、日本の『貿易年表』と同じように数量が二つの単位によって表示されている。すなわち、第1数量(Satuan, 1st unit)は、品目によって異なるが、その品目の形態からみてもっとも適当と考えられる普通の意味での数量単位、第2数量(2nd unit)は、風袋込みの重量(Berat kotor dalam kg)によって示されている。

若干の例外を除き、原則としてすべての項目について第2数量すなわち総重量(gross weight)はキログラム単位で示されているが、第1数量は記載のない場合がある。これは、品目分類の中で「その他」に当たる部分には、種々の品目が含まれることがあるので、一つの単位で統一できないため、またある種の品目はgross weightでしか表示できない性質のものであるために生ずる。

統計表に実際出てくる第1数量単位には、つぎのようなものがある。これらはインドネシア語であるというだけで、みな一般的のものであって、他に特殊な単位は使用されていない。

batang (number)	本 数
ekor (number)	生き物の数
gros (gross)	12ダース
helai (number)	シ ー ト
kg bersih (kg net)	キログラム純重量
kodi (20 pieces)	20個

kotak (box)	箱
lembar (number)	シート
lusin (dozen)	ダース
pasang (pairs)	組
tandan (bunch)	束

2. 金額評価

金額は、インドネシア通貨であるルピア (Rupiah) 建てで示されている。そして「輸入は一般に取引価額に近い c. i. f. 価額、輸出は一般に取引価額に近い f. o. b. 価額で評価されている。価額は、外国通貨を公定レートでルピアに換算して得られ、1947年以降は複数為替レート方式が実施されているので、国際比較にのみ適するものとなっている」(註15)。つまりインドネシア貿易統計は、公定レートによるルピア建てで作成されており、複数レートに基づく実効レート評価のものではない。この点、国際比較には利用しやすいが、インドネシア国内の商品価格と比較する場合には、いったん公定レートでドル建てに換算したのち、再度、推定実効レートでルピアに換算する必要がある。

インドネシアの貿易管理体制、複数為替方式については、『アジアの貿易統計』(「インドネシア」、140ページ)に詳しく説明があるので参照されたい。ただ、これは1960年の時点までの説明であるので、その後の事情について、以下若干の補足しておく。

1960年8月に、従来の輸出為替税が撤廃され、輸入に新しいレートが採用された結果、輸出では1米ドル45ルピア、輸入では品目のカテゴリーが二つに分かれて1米ドル45~72.0ルピアのレートとなった。

ところが、昨1963年5月26日平価切り下げが行なわれ、輸出は1米ドル315ルピア、輸入は1米ドル315~810ルピアの公定レートが採用された。同時に物価統制が廃止されたが、この結果、極度の物価上昇を引き起こした。

それで、今年の4月17日に政府は1米ドル250

ルピアとする平価引き上げを含んだ「新経済規則」を決定し発表した。これは、物価統制の復活、輸出奨励金制度の改正によって輸出および生産の拡大をねらったものとされている(註16)。これによると公定レートは、輸出入ともに1米ドル250ルピアであり、輸入の場合には従来の三つの品目カテゴリーを5分類として、それぞれ、0, 50, 100, 300, 800%の輸入税を課すことになっている。

以上の事情から判断して、1960年以降輸出の実効レートは、一応公定レートと等しいと考えてさしつかえないが、輸入の場合は依然として複数レートとなっているので、実効レートの推定は困難であり、現在のところ実効レートでのルピア評価による輸入統計を得ることは不可能である。

つぎに、毎年のもドルへの換算のための公定レートを示しておく。

1952~59年	11.40ルピア (1米ドル当たり)
1960~63年4月	45.0
1963年5月~1964年4月	315.0
1964年4月17日以降	250.0

3. その他の問題点

品目別相手国別の貿易統計 *Ekspor, Impor menurut Djenis Barang* をみると、最初に品目名、つぎに品目ごとの小計 (Djumlah) があって、そのつぎに相手国別に数量・金額が記載されている。ところが、実際にこの相手国別の数量・金額を集計しても Djumlah の数字と一致しないのがほとんどで、Djumlah のほうがいつも大きくなっている。

これについての説明は、どこにもなされていないが、同時に掲載されている港別の数字から判断すると、相手国の不明のもの、あるいは小額取引のものなどが Djumlah に含まれており、その結果両者が一致しなくなっているものと思われる。このような欠陥があるので、利用にあたっては両者の差額だけを便宜的に「その他の国」として分類して修正を加えておかないと、総計が合わなく

なってくる。

(注15) U. N., *Yearbook of International Trade Statistics*, 1961, p. 323.

(注16) アジア経済研究所、『アジアの動向』1964年4月号(114、122ページ)、5月号(149ページ)参照。

V 統計地域および統計期間

地域分類では、「自国」(貿易相手国に対して当方の国を以下自国と呼ぶ)は現在のインドネシア共和国の領土と考えてよい。ただし例外として、関税地域外になっているリオー自由貿易地帯(daerah bebas Riau)の貿易は、この地域で直接産出されるスズ、スズ鉱石およびボーキサイトの輸出を除いて、他のいっさいの取引は計上されない。すなわち、リオー群島の貿易は、上記3品目以外のは統計に計上されない。戦前では、サバン(Sabang)が自由港として除かれていたのを別にすれば、自国は蘭領東インド地域と一致していた。1946~49年は、オランダの直接統治による区域のみが自国となっていたが、1950年以降は、上に述べたような現在の地域となった。

自国についての規定で特徴的なことは、地理的には自国領土であるリオー群島を除いていることである。これは1947年から実行されてきた。この自由貿易地域の開設は、あくまでインドネシア側の政治的配慮、つまりこの地域の重要産物の取引をシンガポールからインドネシア領に移そうと考えて決められたものであった^(注17)。しかしながら、実際には最初の意図に反して、リオー地域ではそれほどの取引もなく、現在ではかえってインドネシア貿易統計に一つのゆがみを作っているだけの結果になっている。

というのは、国別の輸出表には、マラヤ、シンガポール、タイなどと同列にリオー(Kepulauan Riau)が記載されており、リオーは相手国と同様の扱いで分類されているのに、インドネシアからリ

オーに輸出されたものが、リオーから先どこに送られたかのデータはないので、この分だけいわばゆくえ不明となっている^(注18)。インドネシアからの輸出先としてリオーの占める地位は、たとえば1961年には輸出総額の約2%(5億0700万ルピア)であった。このような事情のために、貿易マトリクスを作成してみると、「インドネシアからインドネシアへの輸出」として、マトリクスの対角線上に数字が出てくる結果になる。現在のところ、この部分を消すには、相手国側から推定を行ない補整していくより以外に方法はないと思われる。

つぎに、輸入表には、「リオーからの輸入」は計上されていない。このことは、インドネシアの側でリオーを相手国としているだけであって、他の国の側ではリオーを重視していないことの現われであると思われる。

相手国分類は、以上のほかはおおむね他の諸国の場合と同様で、それは次回に述べる「分類表」C(Daftar Nama Negeri)に整理されている。

相手国の定義は、「月報」のまえがきによると、仕出し国は原産国、仕向け国は最初の仕向け国をいうことにしている。輸出の場合、他のアジア諸国と異なり、最終仕向け国(final destination)を採用していないので、先に述べたリオーあて輸出が計上される結果になる。

統計期間は、許可時点をベースに月ごと、暦年ごとの集計が行なわれている。ただし、例外的なケースとして、締め切り後に原資料が回付された場合には、それを受け取った月に計上することになっている。

(注17) 前掲書(1), 88ページ参照。

(注18) ただし、マラヤとシンガポールは、インドネシアからの輸入をさらに分けて、ジャワ、スマトラ、リオーおよびリンガ諸島からの輸入という項目を設けている。

(統計課 嵯峨座晴夫)